

Q 住職の長男が法務員や特別法務員の資格をとるため京都にいる場合、寺院の会計から援助できるのでしょうか。給料としては余裕がありません。それから坊守が仏教讃歌やお経が上手になるため声楽を習うと月謝は会計から支出できますか。

A 前段の質問にお答えします。

法務員、特別法務員の資格は宗務員資格であり、その資格が寺院の宗教活動業務遂行のため、直接必要なものかどうかが問題です。

所得税法では「使用者が自己の業務遂行上の必要に基づき、使用人に使用人としての職務に直接必要な技術若しくは知識を習得させ、又は資格を取得させるための研修会等の出席費用に充てるものとして支給する金銭については課税しなくてもよい」と通達で定めています。

費用を法人から支出すること自体を所得

税法が禁じているわけではなく、支出した金銭が法人の経費として認められるかどうかを、税の立場で判断しているにすぎません。法人の経費として認められないとすれば、その支出は住職の給与とみなされて源泉所得税の対象になるということです。

法務員等の資格を取得することはご長男や寺院の将来の宗教活動上、おそらくメリットが少なくないと思われませんが、税法でいうところの「使用人としての職務に直接必要な資格の取得」の範囲に含まれるかどうか疑問です。たぶん直接必要でないかと判断される可能性が高く、支出したこれらの費用は住職に対する給与と認定されるでしょう。すなわち、住職給与に上積みされ源泉所得税の対象になると思います。

ご長男は僧侶として以前から寺院の業務の手伝いをされ、今も折りにふれなさっているようですが、寺院からは給与の支給がない

とのことですから、この際ご長男を寺院の職員に任命し適正な額の給与を毎月支給して、その給与の中から京都における諸費用を支出されればよろしいかと思えます。

後段の質問については、先述の通達の主旨から考えて、法人会計の費用として支出するのは無理だということが明らかです。支出された場合は、住職かまたは坊守の給与とみなされるでしょう。

Q 寺族が公務中に交通事故を起こし、損害賠償を請求されました。自動車保険には入っていますが、限度額を超えた賠償については法人の会計より支出してよろしいでしょうか。

A 公務中の事故とのことですから、損害賠償の責任が使用者たる法人にあるといえます。したがって法人会計から支出するのはやむを得ないでしょう。問題は支払った賠償金

の取扱いです。

この事故が公務中であつたことに疑問の余地なしとの前提でお答えします。

### ① 事故を起こした寺族に故意も重大な過失

#### もない場合

この場合は法人の会計から支出した賠償金は経費として認められます。

事故が故意または重大な過失に基づくものか否かの判断は、必ずしも法律的解釈に依拠するというものではありません。一般論として使用者責任と被害者救済ということを中心して解釈され、したがって故意や重過失が明白でない限りは、軽い過失であると判断して処理してよいと思われまます。すなわち法人で支出することに問題はありまません。

### ② 事故を起こした寺族に故意か重大な過失

#### があつた場合

この場合は、法人の支出した賠償金は本質的に法人で負担すべきではなく、本人が自らの責任において負担すべきだと考えられますので、本人に代わって法人が賠償金を立替へ払いしたことになり、会計上は法人から本人への貸付金になります。しかしかりに寺院に対する貸付金として処理しても、おそらく回収できる可能性は乏しく、寺院としても回収する意思がないでしょう。従つて結果的には住職に対する賞与とみなされ、源泉所得税が徴収されることになります。結論として言えることは、公務中の事故ですから、明らかに本人に重大な過失が存しない限りは、寺院の経費として法人の会計から支出されることに問題ありません。

(税理士法人ゆびすい

宗派顧問税理士 佐久間 進)

集いたします。寺院会計・税務に関するどんなご質問でも結構ですので、書簡、FAXまたは電子メールにてどしどしお寄せください。皆様からのご質問をお待ちしております。質問のあて先、お問い合わせは所務部へ財務担当まで。

〒600-8501

京都市下京区堀川通花屋町下ル

浄土真宗本願寺派宗務所内

所務部(財務担当)

TEL 075-371-5181(代)

FAX 075-351-1211

メールアドレス

zeimusoudan@hongwanji.or.jp

このコーナーでは皆様からのご質問を募